

・サービスを利用する際には、各サービスの利用条件を満たす必要があります。
詳細は、担当課にお問い合わせください。

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課	備考
			必要	不要	連絡先	
1	市営住宅入居申込み	市営住宅への入居申込みが可能	◎		住宅課 0834-22-8282	
2	身体障害者等の軽自動車税（種別割）の減免	障害のあるパートナーのために使用する軽自動車等の税金について減免を受けることができる		○	課税課 0834-22-8271	同一世帯であること（同居も可）
3	市税の口座振替に関する届出	パートナーを口座名義人とする口座振替の受付ができる		○	収納課 0834-22-8363	
4	保育園申込みの申請	パートナーによる保育園への入園申込みができる		○	こども保育課 0834-22-8455	
5	育児相談	パートナーと一緒に妊娠・出産・子育てについての相談ができる		○	あんしん子育て推進課 0834-22-8550	
6	要介護認定の申請	要介護認定について、パートナーが代理申請できる		○	高齢者支援課 0834-22-8343	
7	後期高齢者医療制度関係手続きの申請	後期高齢者医療制度関係手続きについて、パートナーが代理申請できる		○	保険年金課 0834-22-8312	世帯が異なる場合は委任状の提出が必要
8	介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出	介護ケアマネジメントの手続きついて、パートナーが届出を代行できる		○	地域福祉課 0834-22-8462	
9	介護者のつどい	高齢者を介護しているパートナーも参加できる		○	地域福祉課 0834-22-8462	
10	認知症介護相談事業	認知症高齢者を介護しているパートナーの利用		○	地域福祉課 0834-22-8462	
11	介護保険被保険者証等の再交付申請	介護保険被保険者証等の再交付申請について、パートナーが代理申請できる		○	高齢者支援課 0834-22-8467	
12	高齢者バス利用助成事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	高齢者支援課 0834-22-8461	
13	在宅高齢者等紙おむつ給付事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	高齢者支援課 0834-22-8343	
14	高齢者日常生活用具給付事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	高齢者支援課 0834-22-8461	
15	緊急通報装置設置の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	地域福祉課 0834-22-8200	
16	はり・きゅう施術費助成の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	高齢者支援課 0834-22-8461	
17	「食」の自立支援事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	地域福祉課 0834-22-8200	
18	障害者福祉タクシー助成事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	障害者支援課 0834-22-8387	
19	身体障害者手帳の交付申請	身体障害者手帳交付申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	障害者支援課 0834-22-8387	
20	療育手帳の交付申請	療育手帳交付申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	障害者支援課 0834-22-8387	
21	精神障害者保健福祉手帳の交付申請	精神障害者保健福祉手帳交付申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	障害者支援課 0834-22-8463	
22	重度心身障害者医療の申請	重度心身障害者医療申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	障害者支援課 0834-22-8387	
23	自立支援医療の申請	自立支援医療の申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	障害者支援課 0834-22-8463	
24	障害福祉サービス等の申請	障害福祉サービス等の申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	障害者支援課 0834-22-8463	
25	重度障害者福祉手当事業の申請	重度障害者福祉手当の申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	障害者支援課 0834-22-8387	
26	難聴児補聴器購入費等の助成申請	難聴児補聴器購入費等の助成申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	障害者支援課 0834-22-8387	

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課	備考
			必要	不要	連絡先	
27	日常生活用具給付申請	日常生活用具給付申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	障害者支援課 0834-22-8387	
28	補装具費支給申請	補装具費支給申請手続きのパートナーによる代理申請ができる		○	障害者支援課 0834-22-8387	
29	生活保護受給	生活同一世帯の場合、生活保護の受給対象		○	生活支援課 0834-22-8453	
30	生活保護相談	生活保護に関する相談が可能		○	生活支援課 0834-22-8453	
31	国民健康保険関係手続き	国民健康保険関係手続き時、同一世帯住所であれば、運転免許証等（写真付本人確認資料）の提示で委任状は不要		○	保険年金課 0834-22-8312	世帯が異なる場合は委任状の提出が必要
32	国民年金関係手続き	パートナーが代理で手続きができる		○	保険年金課 0834-22-8316	世帯が異なる場合は委任状の提出が必要
33	死亡届の届出	パートナーによる届出が可能		○	市民課 0834-22-8295	同居人、法定後見人、任意後見人等であれば届出が可能（死亡届の届出義務者・届出資格者は戸籍法第87条で規定。届出資格者として届出する際は、資格を証する書類が必要となる場合あり。）
34	市営墓地の使用申込み	パートナーの焼骨を埋蔵するための使用申請ができる		○	環境政策課 0834-22-8322	
35	救急車への同乗	救急車で搬送される際、同乗が可能		○	消防総務課 0834-22-8754	
36	救急隊が行う処置の同意	救急隊が行う処置について説明を受け、同意が可能		○	消防総務課 0834-22-8754	
37	り災証明（火災以外）の届出	自然災害等によって居住する家屋等に被害があったとき、パートナーが代理で届出をすることができる		○	課税課 0834-22-8269	
38	D V 被害者相談	家庭内暴力（DV）に関する相談・支援ができる		○	人権推進課 0834-22-8205	